

鷺沼地区地区計画の手引き

(令和6年10月29日 習志野市告示第254号)

習 志 野 市
都 市 計 画 課

目 次

《地区計画の内容》	1
《地区計画の運用基準》	19
1. 地区幹線道路（歩道）及び歩行者用通路（通路）について	19
2. 建築物等に関する制限について	19
(1) 建築物等の用途の制限	
(2) 建築物の容積率の最高限度	
(3) 建築物の敷地面積の最低限度	
(4) 壁面の位置の制限	
(5) 壁面後退区域における工作物の設置の制限	
(6) 建築物等の高さの最高限度	
(7) 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	
(8) 垣又はさくの構造の制限	
(9) 建築物の緑化率の最低限度	